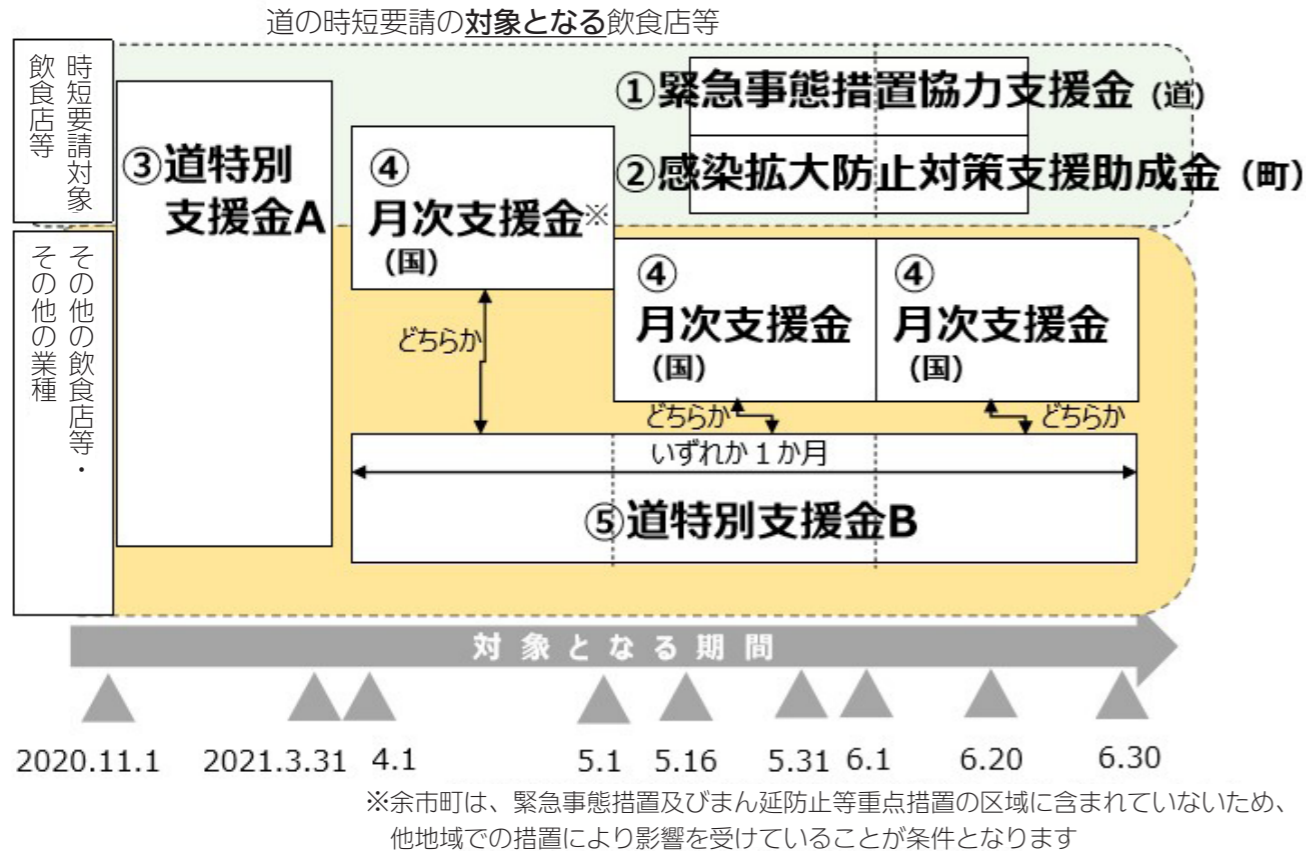




新型コロナウイルス感染症感染拡大により影響を受ける 中小事業者・個人事業者向け支援（助成）のご案内

国、北海道及び余市町では、新型コロナウイルス感染症感染拡大や緊急事態宣言により経営に影響を受ける中小事業者・個人事業者が活用できる支援（助成）メニューを用意しています。それぞれ申請期限がありますので、詳細は問合せ先に確認のうえ、期限に間に合うよう申請、または準備をお願いします。

【対象業種・期間】



①緊急事態措置協力支援金（道）

【対象】道の要請により、5月16日（日）※から5月31日（月）までの間、営業・酒類提供時間短縮を行い、ガイドラインに基づく取組を行っている事業者

※遅くとも、5月18日（火）までに取組を開始していること

【支援金額】（1日あたり売上により2.5万円～7.5万円）× 時短（取組）実施日数

【申請期間】時短（取組）実施<5月16日～31日分>： 2021年（令和3年）8月31日（火）まで

【申請・問合せ】 北海道感染防止対策協力支援金事務局

☎011-350-7377（平日 午前8時45分～午後5時30分）

（郵送による申請） 〒063-8691 札幌西郵便局郵便私書箱第28号

緊急事態措置協力支援金（飲食店等）係

（ウェブによる申請） <https://hokkaido-shienkin.jp>

※時短（取組）実施<6月1日～20日分（延長）>の申請受付については、道が今後発表する情報を確認ください。

②感染拡大防止支援助成金（町）

【対象】道による要請を受け、道から協力支援金（①）の支給決定を受けた町内中小企業者及び個人事業者（道による支給決定後に申請いただくことができます。5月16日～31日の支給決定を受けた場合は、6月1日～20日分（延長）の支給決定を待たず、町に申請できます）

【助成金額】（1日あたり売上により9千円から2.5万円）× 取組日数

【申請期間】・時短（取組）実施<5月16日～31日分>： 2021年10月29日（金）まで

・時短（取組）実施<6月1日～20日分>： 2021年10月29日（金）まで（予定）

【申請・問合せ】 余市町商工観光課経済対策グループ

☎21-2125（平日 午前8時45分～午後5時15分）

（郵送による申請） 〒046-8546（住所の記載不要）余市町商工観光課

③道特別支援金A

【対象】2020年秋以降の感染再拡大に伴う札幌市内の時短対象店舗と取引があるまたは、道内での外出・往来自粛により影響を受けた事業者で、国の一時支援金を受けていない事業者（2020年1月～2021年3月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で50%以上減少していることが条件となります）

【給付額】中小法人等20万円、個人事業者等10万円

【申請期間】 2021年8月31日（火）まで

【申請・問合せ】 北海道特別支援金事務局

☎011-351-4101（平日 午前8時45分～午後5時30分）

（郵送による申請） 〒060-8407（住所の記載不要）北海道特別支援金事務局

④月次支援金（国）

【対象】緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受け、緊急事態措置又はまん延防止重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて、月間売上が2019年または2020年の同じ月と比べて50%以上減少している中小企業者及び個人事業者

【給付額】（2019年または2020年の基準月の売上）－（2021年の対象月の売上）

ただし、中小企業等：20万円/月、個人事業者等：10万円/月が上限です。

【申請期間】 4月分/5月分： 2021年8月15日（日）まで

6月分： 2021年7月1日（木）～8月31日（火）まで

【申請・問合せ】 月次支援金相談窓口

☎0120-211-240（IP電話専用回線：03-6629-0479）

（土日祝日を含む 午前8時30分～午後7時）

申請には、月次支援金ホームページでのアカウントの登録と登録確認機関※による事前確認が必要です。

※登録確認機関：月次支援金ホームページより確認できます

⑤道特別支援金B

【対象】2021年4月以降、まん延防止等重点措置や緊急事態措置に伴う道の要請などにより、影響が及んでいる事業者で休業・時短等の協力支援金対象事業者以外で、国の月次支援金（④）の対象とならない事業者で、時短対象飲食店等との取引がある事業者または、外出・往来自粛要請等による影響を受けた事業者（2021年4月～6月のいずれかの月の売上が対前年または前々年同月比で30%～50%未満減少していることが条件となります）

【給付額】 中小法人等10万円、個人事業者等5万円

【申請期間】 2021年9月30日（木）まで

【問合せ】 北海道特別支援金事務局

☎011-351-4101（平日 午前8時45分～午後5時30分）

問合せ 商工観光課 経済対策グループ

☎21-2125



第53回北海ソーラン祭り、第63回花火大会の中止決定について

「第53回北海ソーラン祭り」は、令和3年7月3日（土）、4日（日）の2日間、「第63回花火大会」は7月4日（日）の開催に向けて検討・準備を進めてまいりましたが、未だ全国的に拡大している新型コロナウイルス感染症の状況に鑑み、来場者や関係者の皆様の健康と安全を第一に考えた結果、やむを得ず開催中止とすることに決定いたしました。

お祭り自体は中止となりますが、ソーラン節の伝承やPRの実施、来年の開催に向けた取り組み等については随時検討してまいりますので、何卒ご理解のほどお願い申し上げます。

問合せ 北海ソーラン祭り実行委員会事務局（商工観光課内） ☎21-2125